

○ 社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府・法務省令第五号）

改
正
案

目次

第一章・第二章（略）

第二章の二 地方債等の振替（第十条の二—第十条の十一）

第二章の三 受益証券発行信託の受益権の振替（第十条の十二—第十条の十八）

第三章（第八章）（略）

附則

（振替口座簿の電磁的記録の方法）

第二条 法第六十八条第六項（法第二百十三条、第二百十五条、第二百十七条、第二百十八条、第二百二十条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条の四第六項、第二百二十九条第六項（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十五条第六項（法第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第二百九十四条第六項（法第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する主務省令

現
行

目次

第一章・第二章（略）
(新設)

第二章の二 受益証券発行信託の受益権の振替（第十条の二—第十条の八）

第三章（第八章）（略）

附則

（振替口座簿の電磁的記録の方法）

第二条 法第六十八条第六項（法第二百十三条、第二百十五条、第二百十七条、第二百十八条、第二百二十条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条の四第六項、第二百二十九条第六項（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十五条第六項（法第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第二百九十四条第六項（法第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する主務省令

含む。)に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

(振替機関への通知事項)

第三条 (略)

(削る)

(振替機関への通知事項)

第三条 (略)

2| 前項(第一号リ及び第二号を除く。)の規定は、法第百十二条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「振替地方債」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条の六において読み替えて準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、同号ト中「会社が合同意して」とあるのは「地方財政法第五条の七の規定により」と読み替えるものとする。

3| 第一項(第一号ト及びリを除く。)の規定は、法第百十五条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「投資法人債管理者」と、同項第二号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、「ハ及びト」とあるのは「及

で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

びハ」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

4 | 第一項（第一号リを除く。）の規定は、法第百十七条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

5 | 第一項（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第百十八条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「特定社債管理者」と、同項第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

6 | 第一項（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第百二十条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「短期社債」とあるのは「信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十二号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同項第二号中「短期社債」とあるのは「信用金庫法第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替える

(削る)

ものとする。

7 法第百二十二条において読み替えて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第百二十二条において読み替えて準用する法第六十九条第一項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るものである場合

次に掲げる事項

イ 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権の総口数

ロ 受託者の商号

ハ 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号（当該委託者が適格投資家向け投資運用業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下この号において同じ。）を行うことにつき同法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）であるときは、その旨を含む。）

二 振替投資信託受益権の口数

ホ 委託者非指図型投資信託にあつては、合同して運用する元本の総額及びこれに相当する口数

ヘ 信託契約期間

ト 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

チ 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期

リ 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別

ヌ 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額

ル 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所

ヲ 受託者が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所

ワ ル又はヲの場合における委託に係る費用

カ 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合又は受託者が運用に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容

ヨ 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下

回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によつて
買取り又は償還を行うことはない旨の表示

(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年
総理府令第百二十九号）第十二条第二号イに規定する公社債

投資信託

(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第十二条第二
号ロに規定する親投資信託

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約
款に別段の定めのあるもの

二 前号の場合 法第一百二十一条において読み替えて準

用する法第六十九条第一項の信託に係る振替投資信託受益権の總
口数

8 法第一百二十二条において準用する法第六十九条第一項第七号に規
定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 振替貸付信託受益権の總額
- 二 受託者の商号

信託契約期間

四 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

五 信託報酬の計算方法

9 法第一百二十四条において読み替えて準用する法第六十九条第一項

第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 振替特定目的信託受益権の元本持分（資産の流動化に関する法

（削る）

（削る）

律（平成十年法律第二百五号）第二百二十六条第一項第三号口に規定する元本持分をいう。第三号及び第四号において同じ。）又は利益持分（同項第三号口に規定する利益持分をいう。第三号及び第四号において同じ。）の総数

二 原委託者（資産の流動化に関する法律第二百二十四条に規定する原委託者をいう。）及び受託信託会社等（同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等をいう。第七号において同じ。）の氏名又は名称及び住所

三 各振替特定目的信託受益権の元本持分又は利益持分の数

四 振替特定目的信託受益権の元本持分若しくは利益持分又は元本持分若しくは利益持分の計算に係る特定目的信託契約の定め

五 前号に掲げるもの以外の振替特定目的信託受益権の内容

六 特定目的信託契約の期間

七 受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する特定期的信託契約の定め

八 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期

九 権利の行使に関する特定目的信託契約の定め（資産の流動化に関する法律第二条第十七項に規定する代表権利者及び同条第十八項に規定する特定信託管理者に係る事項を含む。）

十 振替特定目的信託受益権の元本の額

十一 振替特定目的信託受益権に係る特定資産（資産の流動化に関する法律第四条第三項第三号に規定する從たる特定資産を除く。）の内容

(削る)

十二 振替特定目的信託受益権が資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第三号に規定する特別社債的受益権であるときは、
その旨

(削る)

- 10 第一項の規定は、法第百二十七条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替外債（短期外債を除く。）」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同号チ中「担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）」の規定により物上担保が「とあるのは「担保が」と、「同法第二十六条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」と、同号リ中「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第十七号に規定する信託社債」とあるのは「信託の受託者が発行する外債であつて、信託財産のために発行するもの」と、同項第二号中「振替社債（短期社債に限る。）」とあるのは「振替外債（短期外債に限る。）」と読み替えるものとする。
- 11 前項の「短期外債」とは、振替外債のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。
一 円建てで発行されるものであること。
二 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。
三 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から

一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

第二章の二 地方債等の振替

(地方債に関する社債に係る規定の準用)

第十条の二 第三条（第一号リ及び第二号を除く。）の規定は、法第一百十三条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替地方債」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の六において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、同号ト中「会社が合同比て」とあるのは「地方財政法第五条の七の規定により」と読み替えるものとする。

(投資法人債に関する社債に係る規定の準用)

第十条の三 第三条（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第一百五条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一

(新設)

(新設)

(新設)

号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「投資法人債管理者」と、同条第二号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

(相互会社の社債に関する社債に係る規定の準用)

第十条の四 第三条（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第百十七条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

(特定社債に関する社債に係る規定の準用)

第十条の五 第三条（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第百十八条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「特定社債管理者」と、同条第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

(特別法人債に関する社債に係る規定の準用)

第十条の六 第三条（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第百二十二条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一

(新設)

(新設)

(新設)

号中「短期社債」とあるのは「信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同条第二号中「短期社債」とあるのは「信用金庫法第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

（投資信託又は外国投資信託の受益権に関する振替機関への通知事項）

第十条の七 法第一百二十二条において読み替えて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第一百二十二条において読み替えて準用する法第六十九条第一項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るものである場合

　　次に掲げる事項

イ 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受

　　益権の総口数

ロ 受託者の商号

ハ 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委

（新設）

託者の商号（当該委託者が適格投資家向け投資運用業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下この号において同じ。）を行うことにつき同法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）であるときは、その旨を含む。）

二 振替投資信託受益権の口数

ホ 委託者非指図型投資信託にあつては、合同して運用する元本

の総額及びこれに相当する口数

ヘ 信託契約期間

ト 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

チ 受託者及び委託者の受けける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期

リ 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家

私募の別

ヌ 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権については、追加信託をすることができる

元本の限度額

ル 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき

金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所

ヲ
受託者が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所

ワ
ル又はヲの場合における委託に係る費用

カ
委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合又は受託者が運用に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容

ヨ
証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によつて買取り又は償還を行うことはない旨の表示

(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年、総理府令第百二十九号）第十三条第二号イに規定する公社債

投資信託

(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第十三条第二号ロに規定する親投資信託

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの

二 前号の場合以外の場合 法第百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項の信託に係る振替投資信託受益権の総

前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、法第二百二十二条の三第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

（投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用）

第十条の八 第四条の規定は法第二百二十二条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する主務省令で定める場合について、第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十二条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する当該受託者に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第六条（第五号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百二十二条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する受益者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第七条（第五号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十二条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する主務省令で定める事項について、第八条（第五号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十二条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める者について、第九条の規定は法第二百二十二条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十条の規定は法第二百二十二条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める場合について、二十一條において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、

（新設）

次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第八条第五号	第七条第五号	第六条第五号	第五条第一号	第四条
合併	株式移転 合併、株式交換又は 株式移転	者 株式会社の株式の株 主又は登録株式質権	合併 会社 場合にあつては、委 託者)	合併、株式交換又は 株式移転 信託の併合
信託の併合	信託の併合	信託の受益権の受益 者又は質権者	信託の併合	信託の併合

株主名簿	当該株式	株式会社の株式	通知又は申請	通知又は振替の申請
受益権原簿	当該受益権	信託の受益権	通知	通知

(新設)

(貸付信託の受益権に関する振替機関への通知事項)

十条の九 法第二百二十二条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

二	受託者の商号
三	信託契約期間
四	信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所
五	信託報酬の計算方法

(特定目的信託の受益権に関する振替機関への通知事項)

第十条の十 法第二百二十四条において読み替えて準用する法第六十九

(新設)

条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 振替特定目的信託受益権の元本持分（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百二十六条第一項第三号口に規定する元本持分をいう。第三号及び第四号において同じ。）又は利益持分（同項第三号口に規定する利益持分をいう。第三号及び第四号において同じ。）の総数
- 二 原委託者（資産の流動化に関する法律第二百二十四条に規定する原委託者をいう。）及び受託信託会社等（同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等をいう。第七号において同じ。）の氏名又は名称及び住所
- 三 各振替特定目的信託受益権の元本持分又は利益持分の数
- 四 振替特定目的信託受益権の元本持分若しくは利益持分又は元本持分若しくは利益持分の計算に係る特定目的信託契約の定め
- 五 前号に掲げるものの以外の振替特定目的信託受益権の内容
- 六 特定目的信託契約の期間
- 七 受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する特定目的信託契約の定め
- 八 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期
- 九 権利の行使に関する特定目的信託契約の定め（資産の流動化に関する法律第二条第十七項に規定する代表権利者及び同条第十八項に規定する特定信託管理者に係る事項を含む。）
- 十 振替特定目的信託受益権の元本の額

十一　振替特定目的信託受益権に係る特定資産（資産の流動化に関する法律第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産を除く。）の内容

十二　振替特定目的信託受益権が資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第三号に規定する特別社債的受益権であるときは、その旨

（外債に関する社債に係る規定の準用）

第十条の十一　第三条の規定は、法第二百二十七条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替外債（短期外債を除く。）」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同号チ中「担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により物上担保が」とあるのは「担保が」と、「同法第二十六条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」と、同号リ中「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第十七号に規定する信託社債」とあるのは「信託の受託者が発行する外債であつて、信託財産のために発行するもの」と、同条第二号中「振替社債（短期社債に限る。）」とあるのは「振替外債（短期外債に限る。）」と読み替えるものとする。

（新設）

2| 前項の「短期外債」とは、振替外債のうち、次に掲げる要件の全

てに該当するものをいう。

一| 円建てで発行されるものであること。

二| 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

三| 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四| 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

第二章の三 (略)

第十条の十二～第十条の十八 (略)

(振替機関への通知事項)

第三十六条 法第百九十五条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項は、第三条第一号に定める事項及び新株予約権の内容とする。

第二章の二 (略)

第十条の二～第十条の八 (略)

(振替機関への通知事項)

第三十六条 法第百九十五条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項は、第三条第一項第一号に定める事項及び新株予約権の内容とする。

(新株予約権の行使時等における通知事項)

第四十四条 法第二百二条第三項第三号及び第二百三条第三項第四号に規定する主務省令で定める事項は、第三条第一号に定める事項及び新株予約権の内容とする。

(新株予約権の行使時等における通知事項)

第四十四条 法第二百二条第三項第三号及び第二百三条第三項第四号に規定する主務省令で定める事項は、第三条第一項第一号に定める事項及び新株予約権の内容とする。

(新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用)

第四十八条の三 第二十七条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第一百六十六条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第一百六十七条第一項に規定する新投資口予約権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第三十一条（第三号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第一百六十七条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第三十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第一百六十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、第三十三条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第一百六十九条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第三十四条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第一百六十九条第二項に規定する主務省令で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三十条第三号	新株予約権無償割当	新投資口予約権無償割当
十七条に規定する新	割当て（会社法第二百七	割当て

(新設)

株予約権無償割当

をいう。以下同じ。

第三十二条第三号	新株予約権無償割当	登録株式質権者	～	
株主名簿	新株予約権無償割当	新投資口予約権無償割当	登録投資口質権者	

(特定目的会社の転換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)

第五十条 第三十六条の規定は法第二百五十一条第一項において準用する法第百九十五条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三十六条中「第三条第一号」とあるのは、「第三条第一号（ト及びリを除く。）」と読み替えるものとする。

株予約権無償割当

をいう。以下同じ。

第三十二条第三号	新株予約権無償割当	登録株式質権者	～	
株主名簿	新株予約権無償割当	新投資口予約権無償割当	登録投資口質権者	

(特定目的会社の転換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)

第五十条 第三十六条の規定は法第二百五十一条第一項において準用する法第百九十五条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三十六条中「第三条第一号」とあるのは、「第三条第一号（ト及びリを除く。）」と読み替えるものとする。

(特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債に関する新株予約権

付社債に係る規定の準用)

第五十一条 第三十六条の規定は法第二百五十四条第一項において準用する法第二百九十五条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第四十四条の規定は法第二百五十四条第一項において準用する法第二百二条第三項第三号及び第二百三条第三項第四号に規定する主務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第三十六条及び第四十四条中「第三条第一号」とあるのは、「第三条第一号（ト及びリを除く。）」と読み替えるものとする。

(電磁的方法による提供)

第六十条 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二条。以下「令」という。）第十四条第二号（令第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条及び第二十三条から第二十七条までにおいて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と加入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係

(電磁的方法による提供)
第六十条 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号。以下「令」という。）第十四条第二号に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と加入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

第六十条（社債、株式等の振替に関する法律施行令）（平成十四年政令第三百六十二号。以下「令」という。）第十四条第二号に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と加入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

- 2 令第十四条第三号（令第十六条、第十七条、第十九条、第二十一
条及び第二十三条から第二十七条までにおいて準用する場合を含む。
）、第四十一条（令第六十条、第六十二条及び第六十四条におい
て準用する場合を含む。）、第五十条（令第六十五条の二及び第六
十六条において準用する場合を含む。）及び第五十九条（令第六十
七条及び第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する内
閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電
子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気
通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、當
該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける
者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録
されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えら
れたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該
情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の
使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する
方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著
作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イ
に規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。

3 (略)

附 則

- 2 令第十四条第三号（令第十六条、第十七条、第十九条、第二十一
条及び第二十三条から第二十七条までにおいて準用する場合を含む。
）、第四十一条（令第六十条、第六十二条及び第六十四条におい
て準用する場合を含む。）、第五十条（令第六十六条において準用
する場合を含む。）及び第五十九条（令第六十七条及び第六十九条
において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・法務省令で
定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と情報の提
供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した
電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通
じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子
計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、
当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録
された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける
者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算
機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、イン
ターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五
年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆
送信装置をいう。）を使用する方法とする。

3 (略)

附 則

(特例社債等の内容の公示)

第四条 第三条〔第一号を除く。〕の規定は、法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第十七条第一項の同意に係る特例社債」と読み替えるものとする。

2 第十条の二の規定は、法附則第二十七条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の二中「第三条第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替地方債」とあるのは、「第三条第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第二十七条において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例地方債」と読み替えるものとする。

第三十条の三の規定は、法附則第二十八条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の三中「第一号ト及びリ」とあるのは「第一号ト、リ及び第二号」と、「第三条第一号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」とあるのは「第三条第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第二十八条第二項において準用する法附則第七条第一項の同意に係る特例投資法人債（短期投資法人債を除く。）

(特例社債等の内容の公示)

第四条 第三条第一項（第二号を除く。）の規定は、法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

この場合において、第三条第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第十七条第一項の同意に係る特例社債」と読み替えるものとする。

第三条第二項の規定は、法附則第二十七条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第二項中「前項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替地方債」とあるのは、「前項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第二十七条において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例地方債」と読み替えるものとする。

第三条第三項の規定は、法附則第二十八条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第三項中「第一号ト及びリ」とあるのは「第一号ト、リ及び第二号」と、「第一項第一号」中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第二十八条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例投資法人債（短期投資法人債を除く。

）」と、「同条第二号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

4 第十条の四の規定は、法附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の四中「第三条（第一号リを除く。）」とあるのは「第三条（第一号リ及び第二号を除く。）」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第三条第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例社債」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

5 第十条の五の規定は、法附則第三十条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の五中「第一号ト及びリ」とあるのは「第一号ト及びリ並びに第二号」と、「第三条第一号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」とあるのは「第二条第一号中「第六十九条第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第三十条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例特定社債」と、「同条第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

く。）」と、「同項第二号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

4 第三条第四項の規定は、法附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第四項中「第一項（第一号リを除く。）」とあるのは「第一項（第一号リ及び第二号を除く。）」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例社債」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

5 第三条第五項の規定は、法附則第三十条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第五項中「第一号ト及びリ」とあるのは「第一号ト及びリ並びに第二号」と、「第一項第一号」中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第三十条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例特定社債」と、「同項第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

6 第十条の六の規定は、法附則第三十一条第二項において準用する

法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の六中「第一号ト及びリ」とあるのは「第一号ト及びリ並びに第二号」と、「第三条第一号

中「短期社債」とあるのは「信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定す

る短期農林債に表示されるべき権利」とあるのは「第三条第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあ

るのは「附則第三十一条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例特別法人債」と、「同条第二号中「短期社債」とあるのは「信用金庫法第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

7 第十条の七第一項（第二号を除く。）の規定は、法附則第三十二条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の七第一項中「法第一百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るもの」とあるのは、「法附則第三十二条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例投資信託受益権」と読み替えるも

6 第三条第六項の規定は、法附則第三十一条第二項において準用する

法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第六項中「第一号ト及びリ」とあるのは「第一号ト及びリ並びに第二号」と、「第一項第一号中「短期社債」とあるのは「信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあ

るのは「附則第三十一条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例特別法人債」と、「同項第二号中「短期社債」とあるのは「信用金庫法第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

7 第三条第七項（第二号を除く。）の規定は、法附則第三十二条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第七項第一号中「法第一百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るもの」とあるのは、「法附則第三十二条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例投資信託受益権」と読み替えるも

のとする。

8 第十条の九の規定は、法附則第三十四条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

9 第十条の十の規定は、法附則第三十五条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

10 第十条の十一第一項の規定は、法附則第三十六条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の十一第一項中「第三条の」とあるのは「第三条（第二号を除く。）の」と、「第三条第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替外債（短期外債（短期外債を除く。））とあるのは「第三条第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第三十六条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例外債」と、「同条第二号中「振替社債（短期社債に限る。）」とあるのは「振替外債（短期外債に限る。）」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

11 第十条の七第一項（第二号を除く。）の規定は、法附則第三十七条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の七第一項第一号中「法第二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係る

とする。

8 第三条第八項の規定は、法附則第三十四条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

9 第三条第九項の規定は、法附則第三十五条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

10 第三条第十項の規定は、法附則第三十六条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第十項中「第一項の」とあるのは「第一項（第二号を除く。）の」と、「第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替外債（短期外債（短期外債を除く。））とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第三十六条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例外債」と、「同項第二号中「振替社債（短期社債に限る。）」とあるのは「振替外債（短期外債に限る。）」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

11 第三条第七項（第二号を除く。）の規定は、法附則第三十七条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第七項第一号中「法第二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るもの」

るもの」とあるのは、「法附則第三十七条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例投資信託受益権」と読み替えるものとする。

- 12 第十条の九の規定は、法附則第三十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。
- 13 第十条の十の規定は、法附則第四十条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。
- 14 • 15 (略)

とあるのは、「法附則第三十七条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例投資信託受益権」と読み替えるものとする。

- 12 第三条第八項の規定は、法附則第三十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。
- 13 第三条第九項の規定は、法附則第四十条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。
- 14 • 15 (略)